

空き店舗等を**賃借**して出店しようとする場合
…改装費・家賃の一部を補助

最大 **100万円**
(飲食業にあつては、200万円)

空き店舗等を**取得**して出店しようとする場合
…固定資産税相当額を補助

最大 **50万円**

小売業・飲食業・サービス業

対象事業

三日市

生地

石田

宇奈月温泉

黒部宇奈月温泉駅周辺

対象地域

空き店舗を利用した

新規出店

を応援します。

2年間以上の営業

交付条件

黒部商工会議所 Tel.52-0242

黒部市商工観光課 Tel.54-2611

お問合せ

商店街の空き店舗を解消し、商店街のにぎわい創出を図ることを目的に次に該当される方へ補助金を交付します。

補助内容

- ・店舗等改装費用には、附属施設の設置費用も対象となります。
- ・設計費、敷金及び仲介手数料等は除きます。
- ・改装費と賃借料（家賃）の両方に補助を受ける場合は100万円が限度（飲食業にあっては200万円）

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗等を賃借して開業しようとする者	空き店舗等の改装費	補助対象経費の3分の1の額	100万円
	空き店舗等の賃借料（家賃）	2分の1の額	月額5万円を限度とし、最長12月とする。ただし、空き店舗等の改装費がある場合は、100万円から当該改装費に対する補助金の額を差し引いた残額を補助限度額とする。
空き店舗等を取得して開業しようとする者	空き店舗等の固定資産税相当額	全額	年額50万円

対象事業者

- ・中小企業者（中小企業基本法第2条に定めるもの）で次の事業を行おうとする事業者。

屋間の営業が可能な小売業及び飲食業であって、集客の見込める店舗
(事務所、倉庫及び駐車場としてのみの利用並びに同一区内かつ同一業種の出店を除く。)

対象地域

- ・都市計画に定める三日市地区の商業地域及び近隣商業地域内の商店街。
- ・都市計画に定める生地地区及び石田地区の用途地域
- ・宇奈月温泉街にある商店街。
- ・黒部宇奈月温泉駅及び新黒部駅周辺（ただし、農振除外区域に限る。）

交付条件

- ・最低継続営業期間：営業開始日より2年。
- ・黒部商工会議所との事前協議。
- ・市税の完納。

申請手続方法

- ・受付：黒部商工会議所
- ・事前審査：経営計画書等を確認後、上記受付機関にて経営指導し、市担当課へ送達します。
- ・審査：審査会で意見・適否の決定をします。

なお、申請者にはこの審査会で事業説明等を行っていただきます。